

## 第4回阿蘇市議会会議録

1. 令和5年5月29日 午前10時00分 招集
2. 令和5年5月30日 午前10時00分 開議
3. 令和5年5月30日 午後1時43分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

### 欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	藤 田 浩 司
土 木 部 長	荒 木 仁	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	松 岡 幸 治	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	中 本 知 己	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	藤 井 栄 治	防 災 情 報 課 長	市 原 修 二
ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸	観 光 課 長	秦 美 保 子
住 環 境 課 長	村 上 勇 一	税 務 課 長	上 村 美 博
内 牧 支 所 長	山 中 昭 人	市 民 課 長	森 永 智 保
健 康 増 進 課 長	山 内 る み	ま ち づ くり 課 長	石 松 昭 信
上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典	人 権 啓 発 課 長	井 野 秀 一
波 野 支 所 長	岩 下 勝 則	農 業 委 員 会 事 務 局 長	徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山 本 繁 樹      議会事務局長 塚 本 栄 治  
書 記 山 本 悠 未

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 承認第 1 号  | 専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について                      |
| 日程第 2  | 承認第 2 号  | 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について                |
| 日程第 3  | 承認第 3 号  | 専決処分した令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について       |
| 日程第 4  | 承認第 4 号  | 専決処分した令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 5  | 承認第 5 号  | 専決処分した令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について   |
| 日程第 6  | 承認第 6 号  | 専決処分した令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について  |
| 日程第 7  | 承認第 7 号  | 専決処分した令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について   |
| 日程第 8  | 承認第 8 号  | 専決処分した令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について   |
| 日程第 9  | 承認第 9 号  | 専決処分した令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について        |
| 日程第 10 | 承認第 10 号 | 専決処分した令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について   |
| 日程第 11 | 報告第 2 号  | 令和 4 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について            |
| 日程第 12 | 報告第 3 号  | 令和 4 年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について            |
| 日程第 13 | 報告第 4 号  | 令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について       |
| 日程第 14 | 報告第 5 号  | 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について            |
| 日程第 15 | 議案第 50 号 | 阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について             |
| 日程第 16 | 議案第 51 号 | 阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について              |
| 日程第 17 | 議案第 52 号 | 令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について              |
| 日程第 18 | 議案第 53 号 | 令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）          |

		について
日程第 19	議案第 54 号	令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 20	議案第 55 号	令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 21	議案第 56 号	令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 22	議案第 57 号	業務委託契約の締結について
日程第 23	同意第 4 号	阿蘇市農業委員会委員の任命について
日程第 24	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 25	報告第 6 号	株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について
日程第 26	報告第 7 号	一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

## 午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

お諮りいたします。日程第 1、承認第 1 号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」から日程第 10、承認第 10 号「専決処分した令和 5 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」までを会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議ないものと認めます。したがって、承認第 1 号から承認第 10 号までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

### 日程第 1 承認第 1 号 専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1、承認第 1 号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案書の 1 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました承認第 1 号、専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、緊急に改正する必要性がありましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行いました。同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2 ページをお願いします。専決処分書。阿蘇市税条例の一部を改正することについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。専決処分日は、令和 5 年 3 月 31 日でございます。

まず、今回の専決処分につきましては、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律が 3 月末に可決、成立、4 月 1 日付けで公布をされました。そういったこともありまして、今回専決処分ということで対応させていただいております。その主なものにつきましては、9 ページからの新旧対照表により説明をさせていただきます。

9 ページをお願いします。まず、令和 6 年 4 月から新たに導入されます森林環境税、これは国の税金になります。均等割課税者 1 人当たり 1,000 円を市町村が徴収して、県を通じて国に納める、そういった森林環境税の創設に伴う改正があります。まず、これに関する改正が 9 ページ、第 34 条の 9、11 ページの第 38 条第 3 項、11 ページ、第 38 条第 3 項と、併せまして、次の第 41 条、その下、第 44 条、15 ページから 16 ページにかけましての第 47 条の 2、この分については森林環境税の導入に伴う市の条例の改正となっております。

戻っていただきまして、9 ページをお願いします。9 ページ、左側、下のほうになります。第 36 条の 3 の 2 につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書につきまして記載事項の簡素化を図るための改正として、新たにこの第 2 項を追加記載しているところでございます。

19 ページをお願いします。19 ページの一番下、第 82 条、19 ページから 20 ページにかけてになります。これにつきましては、軽自動車税の種別割の税率について規定しているところでございます。今般、道路交通法の一部改正に伴いまして、ここに書いてあります特定小型原動機付自転車というのが新たに定義をされました。いかなるものかと申しますと、今、はやっております電動キックボードに係る車両区分の新設に伴う今回の改正としております。

22 ページをお願いします。22 ページ、上段、附則の第 8 条になります。第 8 条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用年限の延長を行う改正となります。これまで「令和 6 年度」の分を「令和 9 年度」と改正するものでございます。

26 ページをお願いします。26 ページ、下のほうになります。第 10 条の 4、併せまして、めくっていただきまして、27 ページ、附則の第 10 条の 5 につきましては、平成 28 年熊本地

震及び平成 30 年 7 月豪雨に係ります被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の適用を受ける期間を「令和 5 年度分及び令和 6 年度分」と改正するものでございます。

同じく 27 ページ、附則の第 10 条の 6、中段になります。これにつきましては、令和 2 年 7 月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例の新たな創設としているところでございます。

29 ページをお願いします。29 ページの新旧対照表、右側、改正のところになります。軽自動車税の環境性能割の非課税、第 15 条の 2 になってきます。これに関しましては、3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの特例期間を過ぎましたので、今回条例削除をしております。

30 ページから 31 ページにかけての附則の第 16 条につきましては、軽自動車の種別割のグリーン化特例につきまして特例の期限を延長する改正となっております。31 ページ、新旧対照表を見ていただくと分かるかと思えますけれども、「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」ということで特例の期間の延長を行うものでございます。

その他の改正としましては、上位法であります地方税法等の一部改正に伴いまして、市の税条例の根拠条項の改正、引用元の条項番号の改正等を行っております。

施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日ほか、各条項によりまして期日も異なっているところでございます。

以上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 1 号を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号は承認することに決定いたしました。

## 日程第 2 承認第 2 号 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2、承認第 2 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） それでは、続きまして議案書 39 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました承認第 2 号、専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、緊急に改正が必要となったために地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めますのでございます。

40 ページ、専決処分書をお願い申し上げます。専決処分書。阿蘇市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。専決処分日は、令和5年3月31日でございます。

それでは、41 ページからの新旧対照表を基に御説明をさせていただきます。

まず、第2条は、国民健康保険税の課税額についての規定でございます。国民健康保険税につきましましては、3つの区分、1つ目が医療費給付分、そして2つ目としまして後期高齢者支援金分、3つ目、介護納付金分ということで3つの額を合算して算定を行っております。今回、第2条第3項に規定しております後期高齢者支援金分の課税につきましまして、その上限額、課税限度額、最高限度額になりますけれども、現行の「20万円」から「22万円」へと2万円引き上げる改正を行うものでございます。この改正によりまして、国保税の最高限度額「102万円」から「104万円」、2万円引上げとなります。

続きまして、41 ページ、第23条の国民健康保険税の減額について御説明を申し上げます。国民健康保険税につきましましては、各世帯の合計所得金額、また被保険者の数に応じて均等割、そして平等割が7割、5割、2割、そういうふうに軽減される制度がございます。今回の改正につきましましては、5割及び2割の軽減割合の判定に対する所得要件の基準の改正になってきております。41 ページ、下のほうの第23条第1項第2号につきましましては、5割軽減の対象となる世帯の所得基準額について改正を行っております。世帯員1人当たりの加算額「28万5,000円」を「29万円」に改正、また42 ページ、第3号になりますけれども、2割軽減の対象となる世帯の所得基準額、世帯員1人当たり「52万円」から「53万5,000円」に引き上げるものでございます。

なお、42 ページ以降の改正につきましましては、先ほど申し上げました上位法であります地方税法施行令の一部改正に伴いまして根拠条例等の改正を多く行っております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日となっております。4月1日でありましたので、今回専決処分をさせていただきます。御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） これは、結局簡単に言って上限額が上がるということで、納める方々は増えることになるんですか、減ることになるんですか。それと、改正が政令ということですけど、法律が変わってからの政令ではないと思うんですが、これは急がないといけなかったんですか。その2つ、御質問します。

○議長（菅 敏徳君） 税務課長。

○税務課長（上村美博君） ただ今の御質問にお答えします。

まず、課税者が増えるかどうか、非課税世帯のほうが増えるとお考えいただいたほうがい

いかと思います。非課税というか、減免を受けられる世帯の数が増えるところで今回の改定になっております。

それと、政令につきますでの改正の部分でございますが、今回は地方税法と同時期に行われておりましたので、併せて行わせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

### 日程第3 承認第3号 専決処分した令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第3、承認第3号「専決処分した令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

別冊1をお願いします。ただ今議題としていただきました承認第3号、専決処分した令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について、御報告申し上げます。

1 ページをお願いいたします。本件は、年度末に事業費が確定し、財源調整等を行ったものを中心に3月31日付けで専決処分を行ったものでございます。

第1条になります。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,860万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ186億6,378万円と定めております。

その下の第2条、繰越明許費の補正、第3条、地方債の補正につきましては、7ページ以降で説明します。

7ページをお願いいたします。7ページは、第2表、繰越明許費補正になります。こちらの2件につきましては、年度内に事業が完了しまして、繰り越す必要がありませんでしたので、廃止として、補正後の額をゼロとしております。

次に、8ページをお願いします。8ページは、第3表、地方債補正になります。事業費の確定と併せまして起債額が概ね確定しましたので、こちらの3件につきましては、いずれも起債額を減額しております。

それでは、まず主な歳入予算について説明いたします。

13 ページをお願いいたします。13 ページの 3 行目になります。款 11 地方交付税の特別交付税につきましては、3 月に交付額が確定いたしまして、今回 5 億 3,414 万 6,000 円を追加し、トータルで約 9 億 2,000 万円としております。なお、交付額につきましては、対前年度比約 4,000 万円の増となっております。

次に、15 ページをお願いいたします。15 ページ、右端の説明欄の一番上になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、決算額を見込みまして 909 万 5,000 円を減額し、補正後の額を 5 億 9 万 4,000 円としております。

次に、少し飛びまして、21 ページをお願いいたします。21 ページの上から 3 行目になります。土地売却収入（一の宮ゲートボール場跡地）につきましては、場所は一の宮小学校裏、南側の約 3 反の雑種地になります。昨年度、公売を実施いたしまして、1,868 万円で売却しております。売却価格につきましては、1 坪、約 2 万円で 2 社が公売に参加し応札しております。なお、売却地の用途につきましては、購入者から宅地分譲を計画しているということで聞いております。

続きまして、主な歳出予算について御説明させていただきます。冒頭で申し上げましたとおり、基本的には決算前の事業費確定に伴う予算の減額が主となっております。増額になった事業も併せて、主な項目のみ説明させていただきます。

まず、25 ページをお願いいたします。25 ページの左端、目 6 企画費になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金精算金につきましては、令和 3 年度の交付金事業の額が令和 4 年度繰越分も含めて確定いたしましたので、精算金として 718 万 4,000 円を計上しております。長期化するコロナ禍におきまして国内外の人流・物流が大幅に減少し、本市が実施していた観光客等に対する支援事業などの経済対策が伸び悩んだ影響等もございまして、執行できなかった不用額となった交付金を精算するものでございます。

続いて、その 2 つ下になります。左端の目 12 財政調整基金費につきましては、令和 4 年度の決算等を見越して基金積立として 2 億円を計上しております。積立て後の令和 4 年度末基金残高につきましては、約 19 億 5,000 万円になる見込みでございます。

次に、27 ページをお願いいたします。27 ページの一番上、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、住民税非課税世帯など一定の要件を満たした世帯等に対し、1 世帯当たり 5 万円を給付する国の事業でありまして、事業費の実績見込みに応じ、2,965 万円を減額しております。

続いて、33 ページをお願いいたします。農林水産業費になります。33 ページの一番上、農業用施設農事用電気料高騰支援事業補助金につきましては、農業水利施設等に係る電気料高騰分の半額を土地改良区などに支援する事業になりますが、今回実績に応じ、460 万 7,000 円を減額しております。なお、財源につきましては、全額、国の交付金になります。

次に、36 ページをお願いいたします。36 ページの一番上になります。左端の目 6 森林環境譲与税基金費につきましては、令和 4 年度の執行残の 2,705 万 4,000 円を追加いたしまして、基金に積み立てる計画でございます。

続いて、37 ページをお願いいたします。商工費になります。37 ページの上から 2 行目、地域

振興緊急対策事業補助金につきましては、コロナ臨時交付金を活用したプレミアム商品券事業になりますが、こちらも実績に応じまして828万1,000円を減額するものでございます。

続いて、38ページをお願いします。38ページの下から2行目、阿蘇山観光事業特別会計繰出金につきましては、3月末に噴火警戒レベルが引き下げられ、火口見学が再開されたことを受けまして、道路使用料収入が増加しましたので、実績に応じ、特別会計への繰出金を557万1,000円減額しております。

続いて、42ページをお願いいたします。教育費になります。42ページの下から2行目、積立金としまして、教育施設整備基金積立として3億円を計上しております。こちらは、阿蘇小学校体育館の改築工事等に備え、基金に積み立てるものでございまして、積立て後の基金残高につきましては約5億円になる見込みでございます。

最後に、45ページをお願いします。45ページの一番下、予備費になります。今回、最終的に残った財源としまして2億4,247万4,000円を予備費に追加計上しております。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） これは専決に対する質問ですが、今回すごく専決事項が多くなっております。3月31日付けのものがほとんどですけれども、この補正予算は、第179条第1項と書いてありますが、それに基づいてないのではないかと思いますので、御答弁をお願いしたいんですけれども、例えば3億円の積金があったりとか、2億円の積金があったりとか、土地の売却も入っております。そういった意味では臨時議会を開いてでも議会にかけるべきだと思うんですが、御説明をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

毎年この3月31日付けで一般会計の補正予算、専決処分を行っているところでございます。一応決算額（見込額）が立ちまして、決算剰余金という部分が見えてきましたので、基金にまずは積み立てたいということで、今回、財政調整基金を2億円と教育施設整備基金3億円を積んでおります。その緊急性という部分もございまして、土地の売却あたりについては、公売、入札の関係もございまして、先行してやっておりましたけれども、結果として議会にはきちんと報告したほうがいいというところで今回予算を計上させていただいております。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 200億円弱の予算に対して、収入だけでも7億円程度あって、それが変動しており、数億円の予備費も出ております。やはり議会にかけるべきだと思いますし、毎年、財源調整も含めてこの項目は出てくるので、前もって分かっていることなので、緊急性じゃないと思いますので、31日ぐらいに臨時議会を開く計画を立ててもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今後の取扱いにつきましては、執行部内で調整しまして、検討していきたいと思えます。

○議長（菅 敏徳君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） ただ今の市議の意見につきましては、予算の専決処分について3月31日でも臨時議会を開いてやるべきじゃないか、そういった御意見でございました。ただ、整理をしますと、当然、臨時議会の前には議会運営委員会、1週間前にもなってきました。それから遡って議案、予算の確定をする必要もございまして、まだ3月中旬あたりでは補助金あたりの最終的な確定はしておりません。そういったことで、やむを得ず3月31日付けで専決処分をさせていただいた、そういった状況でございまして、前年度の予算の3月31日での専決処分につきましては、これまでも合併して以来、旧町村時代も含めてこういった形で対応させていただいております。3月31日にやるのがベストですけれども、それでは額の確定が非常に難しい、できない、そういった状況でございまして。

○議長（菅 敏徳君） 16番議員、古木孝宏君。

○16番（古木孝宏君） 別件ですが、21ページの土地売却収入の一の宮ゲートボール場跡地です。売れたということはいいいですが、ここは、以前、水道問題が起こってございました。恐らくこの跡に住宅が妥当とは思いますが、その辺の引込みといいますが、クリアしてありますか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 売却に当たって、水道の引込みについては確認は取っておりますが、応札した売却先のハウスメーカーのほうでそういった部分については調整をされるものと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 古木孝宏君。

○16番（古木孝宏君） あの周辺に大分家が立ってきましたが、以前、大体本管も小さかったと思うんです。ただ、建てる時にいろいろと諸問題があって、いざこざがあった経緯がありますので、その辺はしっかりとクリアされていたかなというふうに思っておりますので、調べておいてください。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 公売に当たっては用途の制限をしておりましたので、水道管が必要かどうかの確認は取っておりませんでした。今後、事業者あたりから相談があればきちんと対応してまいりたいと思っております。

○議長（菅 敏徳君） 12番議員、市原正君。

○12番（市原 正君） 今の関連ですけれども、土地の売却等について条例等で議会の開催というのはないんでしょうか。その辺はどうなっていますか。金額でそのまま専決でできるということですか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 法律上では面積要件と金額要件がございまして、その要件を今回は議会の議決の要件を満たしていなかったというところで公売を先にしております。

○議長（菅 敏徳君） 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） なければ、承認第3号に対する質疑は以上で終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

#### 日程第4 承認第4号 専決処分した令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算 (第2号) について

○議長（菅 敏徳君） 日程第4、承認第4号「専決処分した令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それでは、別冊2をお願いいたします。ただ今議題としていただきました承認第4号、令和4年度阿蘇山観光事業特別会計補正予算を説明します。

1ページをお願いします。第2号補正になります。歳入歳出予算補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ193万円を減額し、歳入歳出それぞれ6,850万3,000円と定めています。

6ページをお願いします。歳入になります。

款1使用料及び手数料、目1観光施設使用料、阿蘇山公園道路の使用料になります。補正額が364万1,000円を増額しています。これは、先ほども説明がございましたけれども、警戒レベルが3月23日にレベルが下がって、31日までの9日間の収入になります。これにより、令和4年度の道路の使用料は、11月から1月までの3か月間と、ただ今の分で2,212万9,000円となりました。

7ページをお願いします。繰入金です。目の一般会計繰入金、補正額557万1,000円を減額しています。道路使用料の増と公園道路管理業務委託料の減額により、一般会計からの繰入れを減額したものです。

8ページをお願いします。歳出です。

款1観光施設費、目1公園道路管理費、節12委託料、公園道路管理業務委託料になります。193万円を減額しています。これは、火口見学ができなかった期間の人件費や諸経費の減になります。

以上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

### 日程第5 承認第5号 専決処分した令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第5、承認第5号「専決処分した令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） おはようございます。よろしく申し上げます。

ただ今議題としていただきました承認第5号、専決処分した令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明させていただきます。

別冊3でございます。まず、提案理由でございますが、本件は、年度末の財源調整等に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

別冊3、令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算書の1ページでございます。令和4年度の阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めることによります。

歳入歳出予算補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ860万円を減額し、歳入歳出それぞれ5億2,741万8,000円と定めます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。こちらは、4ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

4ページについては、総括について歳入・歳出でございます。

めぐりまして、5ページ、歳入について、下水道事業債、右側になりますけれども、860万円の減額補正になります。

6ページになりまして、歳出、委託料470万円の減額補正になります。節14 工事請負費390万円の減額補正になります。合わせまして860万円の減額補正となります。こちらについては、補助に乗らない起債事業分の減額補正となります。

1ページに戻りまして、第2条の地方債補正です。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

3 ページになりますけれども、第 2 表のとおり、起債の限度額を補正前の 7,100 万円から補正後の 6,240 万円といたしました。

説明については以上でございます。御承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 5 号を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 5 号は承認することに決定いたしました。

#### 日程第 6 承認第 6 号 専決処分した令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 5 号) について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 6、承認第 6 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第 6 号、令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

資料、別冊 4 の 1 ページをお願いいたします。本予算は、第 5 号補正となります。年度末の財源等の調整を要したために地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算補正。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,304 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 35 億 1,985 万 6,000 円と決めました。

6 ページをお願いいたします。2 の歳入です。

主なものとしまして、款 1 保険料につきましては、収納調定額の確定により、合計で 139 万 5,000 円を減額しております。

次に、款 4 国庫支出金につきましては、交付額の確定により、合計で 1,118 万 5,000 円の増額としています。

次に、款 5 支払基金交付金につきましても、交付額の確定により、合計で 3,074 万円の減額しております。

8 ページをお願いいたします。3 の歳出です。歳入の確定による財源変更と介護サービス給付費等の確定に伴う予算の財源変更を図っております。

9 ページをお願いいたします。充用財源としまして、款 8 予備費を 2,159 万 5,000 円の減額として調整しております。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 6 号を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 6 号は承認することに決定いたしました。

#### 日程第 7 承認第 7 号 専決処分した令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 7、承認第 7 号「専決処分した令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

ただ今議題としていただきました承認第 7 号、専決処分した令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算（第 2 号）について、御報告申し上げます。

別冊 5 をお願いいたします。別冊 5 の 1 ページになります。今回の補正予算（第 2 号）は、歳出予算のみの補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

それでは、6 ページの歳出予算について説明させていただきます。6 ページをお願いいたします。6 ページの上の段、款項目番号、款 4 の項 1 の目 1 水道管理費の水道工事費につきましては、令和 4 年度は応急対応も含めて施工箇所はございませんでしたので、既計上予算である 200 万円を全額減額しております。これに伴いまして、下の段の財政調整基金費に今回 200 万円を積み立てる計画としております。この結果、財政調整基金の残高につきましては、約 700 万円になる見込みでございます。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第7号を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

#### 日程第8 承認第8号 専決処分した令和4年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第3号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第8、承認第8号「専決処分した令和4年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 別冊6をお願いいたします。ただ今議題としていただきました承認第8号、専決処分した令和4年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第3号）について、御報告申し上げます。

開いて、1ページをお願いいたします。中通財産区の補正予算につきましても、歳入予算の補正はございませんので、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

歳出予算について御説明をいたします。6ページをお願いいたします。まず、6ページの中段、款5の項1の目1財政調整基金費になります。中通財産区につきましては、令和4年度決算を見込みまして、財政調整基金に1,000万円を積み立てる計画でございます。この結果、基金残高につきましては、約4,000万円になる見込みでございます。

なお、財源につきましては、同じページ、一番上の水道工事費の不用額600万円と、ページ、一番下の予備費から400万円を充用しまして、基金に積み立てることとしております。

説明は以上です。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第8号を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

#### 日程第9 承認第9号 専決処分した令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 9、承認第 9 号「専決処分した令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました承認第 9 号、専決処分した令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について、御報告申し上げます。

別冊 7 になります。開いて、1 ページをお願いいたします。まず、第 1 条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,417 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 176 億 3,963 万 2,000 円と定めております。

それでは、9 ページの歳出予算から御説明させていただきます。9 ページをお願いいたします。今回の専決予算につきましては、大きく 3 点ございます。

まず、1 点目になります。9 ページの一番下、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金としまして 1 億 2,000 万円を計上しております。こちらは、エネルギーや食料品等の価格高騰に伴う負担増を踏まえまして、家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の低所得世帯の方に対し、1 世帯当たり 3 万円を給付するものでございます。対象世帯としましては約 4,000 円世帯を見込み、事務費も含めて全額を国庫補助金で賄うこととしております。

次に、2 点目としまして、11 ページをお願いします。11 ページの上から 2 行目と 3 行目になります。子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分とその他世帯分としまして、合わせて 3,840 万円を計上しております。本件につきましては、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の方などに対しまして、その実情を踏まえ、児童 1 人当たり 5 万円を給付するものでございます。なお、こちらも前のページからの事務費も含めて全額を国庫補助金で賄うこととしております。

最後に、3 点目としまして、11 ページの中段、観光振興費になります。節 14 工事請負費の阿蘇山火口二次避難施設等整備工事につきましては、3 月末に噴火警戒レベルが引き下げられたことを受けまして、中断していた工事の早期再開に向け、工事請負費に 6,930 万円、その 1 つ上の工事監理業務委託料として 70 万円をそれぞれ計上しております。なお、こちらの財源につきましては、戻りまして 7 ページの歳入予算で説明いたします。

7 ページをお願いいたします。款項目番号で申し上げますと、款 15 の項 2 の目 5 商工費国庫補助金の自然環境整備事業補助金になりますが、補助対象事業費の 2 分の 1 の額であります 3,300 万円を計上しております。併せて、補助裏の財源としまして、その下の市債を同額の 3,300 万円計上しておりますが、こちらの起債につきましては、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債でございまして、充当率 100%、交付税算入率が 50%の起債となっております。

今回は、物価高騰などで生活に支障を来している世帯の皆様方への早期給付と、阿蘇山火口周辺の迅速かつ円滑な工事再開に向けまして 4 月 14 日付けで専決処分を行ったものでございます。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第9号を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

#### 日程第10 承認第10号 専決処分した令和5年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算 (第1号) について

○議長（菅 敏徳君） 日程第10、承認第10号「専決処分した令和5年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） それでは、別冊8をお願いしたいと思います。ただ今議題としていただきました承認第10号、専決処分した令和5年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第1号）について、御報告申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。本件につきましては、国土交通省が施工する国道57号滝室坂道路事業に伴いまして支障物件となる坂梨財産区の水道管を7月末までに移設する必要が生じたので、5月12日付けで専決処分を行ったものでございます。

まず、第1条ですが、今回の補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,060万円を追加し、歳入歳出それぞれ2,100万5,000円と定めております。

最初に、歳入予算について御説明いたします。6ページをお願いします。6ページは、水道管移設工事補償金としまして1,060万円を計上しております。こちらは、国土交通省からの移設補償金になります。

工事の詳細につきましては、歳出予算で御説明いたします。7ページをお願いします。まず、工事箇所につきましては、豆札地区の妙法寺の南西側で市道豆札線に埋設されている水道管になります。移設先につきましては、新設されます県道と国道に干渉しないように既設管よりも西側を通る駄原川沿いルートになります。予算につきましては、設計委託料として260万円、移設工事費として800万円を計上しておりますが、今回の工事につきましては、仮設の工事となりまして、水道管の延長につきましては約280メートルの布設工事を計画しております。10月頃の県道工事着工に合わせて、改めて県道下に本設工事を行う予定でございまして、その際に本設工事関連費用を別途予算計上させていただき計画でございます。

なお、財源につきましては、歳入で説明したとおり、基本的には国が全額を補償する予定でございます。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、承認第 10 号を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 10 号は承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 10 分に再開します。

午前 10 時 59 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 11 報告第 2 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 11、報告第 2 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました報告第 2 号、令和 4 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

議案書の 51 ページをお願いいたします。初めに、提案理由ですが、本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

繰越計算書につきましては、52 ページから 53 ページにかけて掲載しておりますが、各ページの主なもののみ御説明いたします。

まず最初に、52 ページで表の見方について簡単に御説明いたします。表の上のほうの中央に翌年度繰越額という欄がございます。こちらが実際の繰越額でございまして、その右隣に財源内訳を示しております。

それでは、表の下のほうになります。款の商工費で説明いたします。事業名欄の平日誘客

促進キャンペーン事業補助金、それからその下の宿泊客誘致緊急対策事業補助金につきましては、いずれも国のコロナ臨時交付金を全額活用しまして実施する事業になりますが、コロナウイルス感染症第8波の影響等を受けまして、冬場の実施が困難となり、翌年度に繰り越しております。なお、財源につきましては、右隣の国県支出金にそれぞれ全額を上げております。

続いて、53 ページをお願いいたします。53 ページ、左端の款の教育費の項、小学校費になります。小学校トイレ改修工事につきましては、主にトイレの洋式化事業になりますが、設備機材等の不足の影響で納品が遅れたことなどによりまして、2,183 万 3,000 円を繰り越すものでございます。

今回の令和5年度への繰越事業としましては、53 ページの一番下に記載しておりますが、総額で約 4 億 8,000 万円、件数では 31 件の繰越しとなります。繰越理由を総括いたしますと、コロナの影響でやむを得ず遅れた事業、それから資材の入手難、また国の事業進捗に応じて繰り越す事業、用地立会いに時間を要した事業などによりまして繰り越すものでございます。なお、昨年度と比べまして、繰越額は減っておりまして、概ね半減しております。

以上、御報告させていただきます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第2号は、これで報告を終わります。

#### 日程第12 報告第3号 令和4年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第12、報告第3号「令和4年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今議題としていただきました報告第3号、令和4年度阿蘇市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

議案書の54 ページをお願いいたします。まず、提案理由ですが、本件は、事故繰越しに係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

繰越計算書につきましては、次の55 ページをお願いいたします。先ほどの繰越明許費とは若干様式が異なりますが、事故繰越しの事業につきましては1件になります。御承知のとおり、こちらの事業につきましては令和3年度予算を昨年度から引き続き令和5年度まで繰り越すものでございます。阿蘇山火口周辺等整備事業になりますが、右隣の説明欄に記載してあるとおり、本年1月30日の噴火警戒レベル引上げに伴い、現場への立入りができませんでしたので、翌年度繰越額として約2,244万円を令和5年度に繰り越すこととしております。

以上、報告させていただきます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

14 番議員、湯浅正司君。

○14 番（湯浅正司君） 繰越しができましたけれど、この繰越しで今年大体何月頃工事が完了いたしますか、お聞きしたいと思います。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今のこの事故繰越しの内容は、Eゾーンの木柵部分になります。それが643万円、そして残りの1,440万円が道路を拡幅する改良工事しています。その分になります。これを事故繰越し。

いつ出来るかということですが、まずEゾーンは工期を6月19日としております。Eゾーンは県の退避壕が最後で6月19日、それと二次避難施設は7月31日、道路が8月31日としております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第3号は、これで報告を終わります。

#### 日程第13 報告第4号 令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第13、報告第4号「令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） ただ今議題としていただきました報告第4号、令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

議案集の56ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

詳細につきましては、次の57ページの表をお願いいたします。こちらにつきまして、翌年度繰越額、左から5番目になりますけれども、7,847万5,000円、こちらは工事費が1,900万円、委託料につきまして5,947万5,000円の繰越しとなっております。主に国庫補助対象の繰越事業となっております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 4 号は、これで報告を終わります。

**日程第 14 報告第 5 号 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について**

○議長（菅 敏徳君） 日程第 14、報告第 5 号「令和 4 年度阿蘇市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（村山健一君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました報告第 5 号、令和 4 年度阿蘇市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

資料は、議案書 58 ページをお願いいたします。提案理由につきましては、本件は、地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づきまして継続費の通次繰越しを行いましたので、同項の規定により継続費繰越計算書を調製し報告させていただくものでございます。

次の 59 ページを御覧いただきたいと思っております。計算書の内訳ですけれども、事業名が「施設整備基本計画策定事業」となっておりまして、総額で 360 万円を予定しております。このうち、令和 4 年度の予算現額の 108 万円につきまして、全額を令和 5 年度に繰越しをさせていただくということで、令和 5 年度の予算 252 万円と合わせまして 360 万円を今回計画費として積み上げさせていただいております。本件につきましては、昨年度予算化させていただいておりました庁舎の改修等に伴います基本計画を改めて見直させていただくということで、自治体病院共済会に委託契約を行っておりまして、現在院内での診療室のスペース等の確保について状況の確認等を行っているところでございまして、年内の完成を予定させていただいております。

以上、御報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

報告第 5 号は、これで報告を終わります。

**日程第 15 議案第 50 号 阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について**

○議長（菅 敏徳君） 日程第 15、議案第 50 号「阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 60 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 50 号、阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

61 ページをお願いいたします。新旧対照表がそこに載せてありますが、今回の改正は、今までこの制度の対象となっていたものを、新旧対照表にありますとおり、改正前の第2条の中で(1)(2)(3)とその中で明記をいたしておりましたが、今回すべての公費負担医療費を対象としたことによりまして、これらを削除し、改正後にありますとおり、下線の部分の文言を加えているところでございます。

提案理由にありますとおり、県の要領改正に伴いまして阿蘇市の条例を改正するものでございまして、県の要領改正前は、一部の公費負担医療費との併用を制限する規定がございました。そのことから難病医療とか、小児慢性医療、ほかにもございますけれども、こういう部分につきましては、一部の公費負担医療受給者はこの制度の対象と認められませんでした。が、いまして、公平性に欠けるという意見が多々ございまして、今回、一部負担金の定義を改正し、すべての公費負担医療費を対象としたことによるものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(菅 敏徳君) これより質疑を行います。ただ今説明のありました議案第50号から議案第57号「業務委託契約の締結について」までは、各常任委員会に付託されます。したがって、自己の委員会の所管となる案件への質疑は御遠慮願います。

それでは、議案第50号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(菅 敏徳君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

## 日程第16 議案第51号 阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について

○議長(菅 敏徳君) 日程第16、議案第51号「阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(高木 洋君) それでは、議案第51号になります。議案書62ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第51号、阿蘇市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由になります。62ページ、下をお願いします。本件は、個人情報の保護に関する法律第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額を無料とするために本条例の一部を改正するものでございます。

63 ページ、新旧対照表を基に説明させていただきます。現行条例におきましては、自己情報の開示に当たりましては、まず自治体情報システム等の電子システムを活用して自己情報の開示請求、開示の申請を行った場合には200円、その他紙ベースでありますとか、メール等によりまして自己情報の開示請求、申請を行った場合には300円、こういったふうに手

手数料が規定をされております。しかしながら、個人情報的重要性に鑑み、併せまして自己情報を知る権利を擁護するために自己情報の開示に係る手数料を無料とするものでございます。

個人情報の保護に関する法律におきまして、手数料については条例において定める、そういうふうに規定されておりますので、今般、市の条例を改正いたしまして、無料とするものでございます。今回の無料化に併せまして、第5条第2項から第4項についても削除を行うものでございます。

なお、手数料については無料となります。しかしながら、複写に要する費用、俗に言う、コピー代等につきましては実費を徴収させていただくこととしております。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、4月1日に遡り適用することとしております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第17 議案第52号 令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第17、議案第52号「令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 別冊9をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第52号、令和5年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1ページになります。第1条ですが、今回の補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,704万5,000円を追加し、179億5,667万7,000円と定めております。

それでは、初めに主な歳入予算について御説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。8ページの一番上になります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、1億4,611万5,000円を計上しております。今回は、主に価格高騰に係る重点支援地方交付金としまして、プレミアム商品券事業など3つの事業に交付金を充当しております。主な事業につきましては、後ほど歳出予算で御説明いたします。

次に、同じページの2行目と3行目になります。2行目の地方創生推進交付金につきましては、令和5年度から国の交付金の名称が1つ下の「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」に変わりましたので、同額で予算を組み替えまして、名称を変更しております。

次に、9ページをお願いいたします。9ページの一番上の物価高騰対応生活者支援交付金

につきましては、県からの交付金でございまして、後ほど歳出予算で説明いたしますが、プレミアム商品券事業及びLPガス使用世帯支援事業に活用することとしております。

続いて、10ページをお願いいたします。10ページの一番下、款22市債のお知らせ端末更新事業になりますが、令和5年度の過疎対策事業債（ソフト事業分）としまして、阿蘇市の発行限度額が確定いたしましたので、限度額に合わせて4,050万円を追加し、9,700万円を借り入れる予定としております。なお、過疎対策事業債の交付税算入率につきましては70%になります。併せて、1ページ戻っていただきまして、9ページの一番下の款19の項2の目8地域情報化基盤整備基金繰入金につきましては、先ほどのお知らせ端末更新事業の財源としまして、当初こちらの基金を5,000万円充当しておりましたが、過疎対策事業債の借入額を増額いたしましたので、その分の基金の繰入れ取崩しをやめまして、市債と同額の4,050万円を逆に減額し、予算を組み替えております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

まず、12ページをお願いします。12ページからが歳出予算になりますが、まず全般的事項としまして、4月の人事異動に伴いまして職員の配置が確定いたしましたので、各費目間で人件費の増減調整を行っております。給料、職員手当等、共済費が主になってきます。加えまして、12ページ、上から5行目に退職手当負担金とありますが、こちらは本年4月から2年に1歳ずつ職員の定年を引き上げたことに伴いまして、特例措置として定年退職者が出ない年度の負担金が例年の概ね4分の1の額になりますので、令和5年度につきましては費目全般で大幅な減額になっております。

次に、13ページをお願いします。13ページの中段あたりになります。LPガス使用世帯支援事業補助金（物価高騰対応分）につきましては、LPガス料金上昇に係る負担軽減策としまして、県LPガス協会を通じて、阿蘇市内のLPガス使用世帯、約9,300世帯ほどございますが、その使用世帯の方々に対しまして、県の算定に基づき1世帯当たり6,000円を支援するもので、事務費も含めて6,713万円を計上しております。なお、財源につきましては、国の臨時交付金と県の物価高騰対応生活者支援交付金を2分の1ずつ活用しまして、一般財源の持ち出しはゼロで計画しております。

続いて、同じ13ページの下から2行目になります。企業版ふるさと納税コンサルティング手数料につきましては、本市の地域再生計画における課題解決、それから政策推進に当たり、企業様による御支援、御協力につなげられるよう企業版ふるさと納税のプロモーションマッチングを手がけます肥後銀行へのコンサルティング料としまして11万円を計上しております。

続いて、少し飛びまして、27ページをお願いします。27ページの上の段は、商工振興費になります。ページ、一番上の阿蘇神社楼門復興記念事業プロモーション委託料の200万円と、その4つ下になります阿蘇神社楼門復興記念事業補助金の300万円につきましては、熊本地震で被災した楼門の復旧工事完成に合わせてJR西日本と連携し、地域一体となった復興記念イベントを開催し、誘客促進につなげるものでございまして、2項目合わせて500万円を計上しております。なお、財源につきましては、2分の1を熊本地震復興基金交

付金で賄う予定でございます。

続いて、同じページの上から4行目になります。地域振興緊急対策事業補助金につきましては、長引くコロナ禍、また物価高騰などによる家計や地域経済への影響を考慮しまして、昨年度に引き続きプレミアム商品券を販売するため、1億3,700万円を計上しております。プレミアム率は、前回同様40%を予定しております、5,000円で7,000円分の商品券をお一人3シートまで購入できる計画としております。なお、財源につきましては、コロナ臨時交付金を全額活用する予定でございます。

続いて、中段の目3観光振興費になります。節14工事請負費の阿蘇山火口二次避難施設等整備工事につきましては、噴火警戒レベルの引上げに伴いまして工事中断を余儀なくされ、結果、火山ガスの影響等により現場に残された重機の修理代及び足場の買取り、処分費用など、合わせて1,500万円を追加計上しております。

続いて、28ページが一番上になります。豊肥本線復興エリア活性化推進事業委託料につきましては、熊本地震で被災したJR豊肥本線周辺エリアの復興再生から、さらなる地域活性化に向けましてワークショップ等を開催し、今後のプロモーションに活かすなど、国内外からの誘客促進を図るものでございまして、500万円を計上しております。なお、財源につきましては、2分の1を熊本地震復興基金交付金で賄う予定でございます。

また、その1つ下のサテライトオフィス事業につきましては、3項目の予算を計上しております。まず、サテライトオフィスプロモーション委託料が400万円、その2つ下のサテライトオフィス進出支援事業補助金が500万円、さらに1つ下のサテライトオフィス整備費補助金が1,672万8,000円をそれぞれ計上しております。こちらは、空き家バンク登録物件等整備に活用しまして、サテライトオフィスとしてIT企業を中心とした企業誘致を進め、若年層の雇用確保、それから移住・定住等につなげるものでございます。なお、財源につきましては、2分の1が国のデジタル田園都市国家構想交付金になります。

続いて、その1つ下になります。草原情報館施設等改修工事につきましては、草原を活用したツアー参加者等に対し、コンテンツの振り返りなどフィードバックの時間を設けるためのスペース、それから地域食材等を活用した食の提供スペース、阿蘇ならではの食をPRするための撮影スポットなどを確保するため、施設を改修するものでございます。なお、財源につきましては、観光庁の補助金を3分の1、残りの3分の2を阿蘇市と阿蘇テレワークセンターで負担するものでございます。

続いて、32ページをお願いします。教育費になります。32ページが一番下、ICTを活用したプレゼンコンテスト in SDGs 委託料につきましては、昨年度から実施している事業でございまして、児童生徒がICTを活用しながら身近な問題、社会的な問題などSDGsの視点に立った課題を見だし、取材の仕方、資料のまとめ方などを学び、解決策を考え、プレゼンテーションをすることで課題探求能力、情報活用能力、自己表現力等を育成するものでございまして、委託料として200万円を計上しております。

続いて、33ページをお願いします。33ページの左端の目3小学校建設費になります。3項目を計上しておりますが、すべて阿蘇小学校体育館の改築に伴う関連費用になります。一番

下の節 14 工事請負費につきましては、昨年度実施しました耐力度調査等を踏まえまして、阿蘇小学校体育館の解体撤去工事を行うための費用としまして、アスベストの撤去も含めて 1 億円を計上しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、甲斐純一郎君。

○8 番（甲斐純一郎君） 8 番、甲斐でございます。

27 ページ、阿蘇神社楼門復興記念イベントについて質問をさせていただきます。地元商店街などと協力して企画するイベントと承知しておりますが、その企画内容が分かりましたら教えてください。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 現在、門前町商店街の皆様と意見交換をしております。その中で、一過性のイベントではなく、楼門が出来てから、そこからスタートみたいな感じの持続的なイベントにしていこうというお話を今やり取りをやっている状況でございます。予算をいただきましたら、早めに実行委員会を立てまして、具体的に進めていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 甲斐純一郎君。

○8 番（甲斐純一郎君） ただ今計画中ということですか。私が思いますのは、こういった企画ですね、地元が知っていないと盛り上がらないのではないかと思います。先ほども言いましたとおり、地元としっかり協議して、内容の濃い形にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 答弁はいいですか。他にありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 17 番、谷崎です。

まず、33 ページの小学校の体育館の解体等工事ですが、工事計画をどのようにされているのか、また完成するのがいつ頃か、御答弁をお願いします。

それと、9 ページに戻りますが、先ほど説明がありました繰入金の地域情報基盤整備繰入金ということで基盤整備の基金があったと思うんですが、これは大体幾らぐらいあるのか。これは光ファイバー網の修繕、劣化に対応するためにしたものだと記憶しているんですけど、そういうことなのか、お尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

阿蘇小学校の屋内運動場の解体ということで、工期的には解体事業を 7 月に着工予定でございます。本年 12 月に撤去完了を予定しております。それから、令和 6 年度中に屋内運動場（体育館）を完了したいと考えております。新しい体育館で卒業式ができるように努力をしてみたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 9 ページの款 19 繰入金に関する質問についてお答えしたいと思います。地域情報化基盤整備基金の令和 4 年度末現在高としましては、約 6 億円でございます。基金の内容としましては、光ファイバー、お知らせ端末も含めた形で基金積立をするという目的の基金でございます。

○議長（菅 敏徳君） 17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 光ファイバー網については、もし改修するとしたら大体どのぐらいで見込んでいますか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

光ファイバーの更新時期ですけれども、税の減価償却に用いる法定耐用年数では 10 年ということでされておりまして、日本工業協会の資料では 15～20 年というところでございます。現状で申しますと、民間の電気通信事業者では 18 年前に敷設したものがまだ使われている状況でございまして、経年劣化による敷設替えが民間企業でもまだ行われていないという状況でございます。本市では光ケーブルの公共工事等に伴う幹線の移設とか、それから修繕というのは適宜行っております。そこで、若干張替えはされておりますので、今後、敷設替えのタイミングとしましては、一斉敷設替えではなくて、順次光ファイバーを更新していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 関連ですので、光ファイバーも今は Wi-Fi が発達して、5G、6G になっていくと思います。テレワークとも関係してくるので、そのあたりの見極めをよろしくお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今御意見がありましたとおり、今後はそういった無線通信という技術もどんどん進化していくと思っております。現在の光ファイバーを維持しながら、そういった最新技術も注視しながら、次の更改に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

14 番議員、湯浅正司君。

○14 番（湯浅正司君） 谷崎議員に関連してですけれど、33 ページにあります運動場の手続手数料、それとまた工事監理業務委託料、この内容を教えていただきたいんですが、解体工事はここにありますが、工事監理業務委託料と手続手数料の説明をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 阿蘇小学校の屋内運動場の手数料関係でございます。体育館を建てるに当たって手数料がかかりますが、建築確認申請に 18 万円、完了検査の手数料に 9 万 8,000 円、構造計算の適合判定に 20 万円、それから建築物のエネルギーの性能の適合判

定に10万円で57万9,000円ということです。

委託料につきましては、解体事業に係る工事の進捗とか、そういうことの監理業務を委託するという金額を300万円ということにしております。

○議長（菅 敏徳君） 湯浅正司君。

○14番（湯浅正司君） 工事解体料が1億円とありますけれど、これに万が一石綿とかがあった場合は、また上がるのではないですか。これを見込んでの予算ですか。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 御心配のアスベスト除去も含めた設計となっております。

○議長（菅 敏徳君） 湯浅正司君。

○14番（湯浅正司君） 今度は27ページと28ページで観光課にお聞きしたいんですけど、私は英語が弱いもので、観光振興費のノベリティ作成とサステナブルな地域づくり、この日本語を、英語が分かりませんが、説明をよろしくお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 27ページの中段にあります委託料、ノベリティというのは大体記念品ですね、配布物、キャンペーンとかでのそういったものになります。10月にツール・ド・九州がございますので、そのロゴ入りの黄色のタオルを作って、観客に配って、しっかり応援をしたいと考えております。

サステナブルについては、まちづくり課の所管になりますので、代わります。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） サステナブルな地域づくりについて御説明いたします。

サステナブルといいますのは、日本語で持続可能という意味です。ずっと続けていけるとかいう意味ですけれども、社会だったり環境だったり、そういったところがずっと今後続けていけるような社会をつくっていくということで、世界的にはこれが主流の動きになってきています。そういったところで、阿蘇の特徴であります草原を活用した観光でありますとか、地域づくりでありますとか、そういったところを昨年から取組を進めているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

13番議員、大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 大倉です。

28ページの草原情報館の改修工事ですね、これは部屋の中を改修するのか、建て増しをするのか、それから食のいろいろと言われましたけれども、何か食材を提供するのか、そういうところを詳しくお願いします。

それから、先ほど甲斐議員が阿蘇神社楼門のイベントのことを言われましたけれども、300万円でこれから継続するイベントをやると言われました。火の山まつりが800万円の補助、それに対して300万円というのは少ないような気がしますけれども、歴史に残るような一大イベントというか、大改修工事がありますので、そういうところをもうちょっと何かいろいろすばらしい企画で大々的にやればいけないかと思っております。その辺を聞か

せてください。

○議長（菅 敏徳君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） まず、草原情報館の改修の件でございますが、テレワークセンターが入っている側の一部の改修と一部増築を行います。増築部分については2階建てを計画しておりまして、そこで今回草原に関係するツアーを、施設を出発として、また施設を最終の場所と位置づけて、お客様の振り返りの時間をそこで設けるといふことと、併せて、今、テレワークセンターでは、ふるさと納税とかオンラインショップASOMOを運営しております。そういったところの撮影場所あたりも確保したいということでありまして、そういったものも追加して今回増改築を行うということでございます。これは、国の補助金を一部活用させていただく予定です。

それと、阿蘇神社の件でございますが、議員がおっしゃいますとおり、楼門が復旧するということは大きな話題でございますので、市民一丸となつてできるような、単純なイベントではなくて、そこから持続的に地域が発展していくような形の取組みに、地域の方々と昨日もそういう話をさせていただいておりますので、そういう理解の下、また予算がつきましたら実行委員会を早期に立ち上げて進めていきたいと思つています。また、まちづくり課の予算だけではなく、観光課の予算でも一部組み込んでおりますので、そういった形で御確認いただければと思つています。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

12 番議員、市原正君。

○12 番（市原 正君） 12 番、市原です。

32 ページのICTを活用したプレゼンのコンテスト、これは先ほど企画財政課長から説明がありましたけれども、教育課のほうでもうちょっと詳しく内容の説明をしていただきたいと思つています。

○議長（菅 敏徳君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

ICTを活用したプレゼンテーションのコンテストということで、SDGs に関する取組については阿蘇市の教育目標で位置付けておりまして、昨年に引き続きまして第2 回目をを行います。子どもたちがタブレットを活用しグローバルな問題とか課題、そういうことをSDGs の視点に立って、ごみとか、草原とか、テーマを持ちながら、ICTを使ってプレゼンテーションをします。その過程において、情報活用能力とか、表現力とか、その学びをするために委託をし自分たちの表現力を高めていきます。SDGs に関する自分たちのそれぞれの課題を見つけて、最後にはコンテストで発表するという形になっています。取材の仕方とか、資料の集め方とか、記事の書き方、プレゼンのやり方とか、そういうことを学んで発表するという事業でございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） それでは、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（菅 敏徳君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 18 議案第 53 号 令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 18、議案第 53 号「令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 53 号、令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊 10 の 1 ページをお願いいたします。本予算は、第 1 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 50 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 35 億 6,287 万 6,000 円と決めました。

6 ページをお願いいたします。2 歳入です。款 6 県支出金、目 1 保健給付費等交付金、特別調整交付金分 8 万 6,000 円の増額、款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金につきまして、合計で 59 万 1,000 円を減額しております。これにつきましては、人事異動に伴う一般職給等の人件費を調整するものです。

7 ページをお願いいたします。3 歳出です。歳入で御説明申し上げました補正額を 7 ページの款 1 総務費、及び 8 ページ、款 6 保健事業費の人件費へ充当しております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 19 議案第 54 号 令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 19、議案第 54 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 54 号、令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊 11 の 1 ページをお願いいたします。本予算は、第 1 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 350 万 6,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 34 億 6,176 万 3,000 円と定めました。

6 ページをお願いいたします。2 歳入です。款 8 繰入金、目 3 その他一般会計繰入金につきまして 350 万 6,000 円を減額しております。これにつきましては、人事異動に伴う一般職給等の人件費を調整するもので、この補正額を 7 ページ以降の款 1 総務費、目 1 一般管理費、同じく項 3 介護認定審査会費、目 1 認定調査費において同額を減額調整しております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 20 議案第 55 号 令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 20、議案第 55 号「令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） ただ今議題としていただきました議案第 55 号、令和 5 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

資料、別冊 12 の 1 ページをお願いいたします。本予算は、第 1 号補正となります。歳入歳出予算補正。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 190 万 6,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 5 億 3,131 万 4,000 円と定めました。

6 ページをお願いいたします。2 歳入です。款 4 繰入金、目 3 事務費繰入金につきまして 190 万 6,000 円を減額しております。これにつきましては、人事異動に伴う一般職給等の人件費を調整するもので、この補正額を 7 ページの款 1 総務費、目 1 一般管理費において同額を減額調整しております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 21 議案第 56 号 令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 21、議案第 56 号「令和 5 年度阿蘇市中通財産区特別会計補

正予算（第1号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

別冊13をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第56号、令和5年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条になります。今回の補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,845万6,000円と定めております。

まず、歳入について御説明いたします。6ページをお願いいたします。歳入は、1項目のみで、一般会計繰入金としまして29万7,000円を追加計上しております。この繰入金につきましては、旧慣使用としまして一般会計で受け入れる荻の草原野の貸付金収入の13%の額29万7,000円を財産区の収入として計上するものでございます。なお、旧慣使用件数につきましては7件、貸付面積につきましては約13ヘクタールでございます。

続いて、歳出予算になります。次の7ページをお願いいたします。7ページの上の段の1の2の1諸費になります。先ほどの一般会計繰入金を財源としまして、その3分の1の額を入会権者であります中荻の草牧野組合へ5万4,000円、上荻の草牧野組合へ4万5,000円を負担するため、合計で9万9,000円を計上しております。残りの歳入予算との差額につきましては、19万8,000円を予備費に追加しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

## 日程第22 議案第57号 業務委託契約の締結について

○議長（菅 敏徳君） 日程第22、議案第57号「業務委託契約の締結について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

議案書に戻っていただきまして、議案書65ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第57号、業務委託契約の締結について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。本件は、お知らせ端末更新業務について、業務の委託契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約内容につきまして御説明を申し上げます。まず、契約の目的であります。お知らせ端

末更新業務。契約の方法、随意契約としております。契約金額、消費税を含みまして 9 億 1,103 万 9,800 円、消費税込みでございます。4 番、契約の相手方になります。島根県松江市北陵町 46 番地 4、株式会社アイ・コミュニケーション、代表取締役、目次真司氏でございます。

昨日、概要につきましては、全員協議会で説明をさせていただきました。繰り返しになりますけれども、説明をさせていただきます。

現在のお知らせ端末、平成 23 年 5 月に運用を開始し、現在 12 年が経過をしております。12 年が経過していることによりまして、現行の機種も製造中止になっております。また、経年劣化等から修理対応では今後非常に不足する、そういったこともございまして、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 か年間をかけ、産山村の分、予備機分も含めまして、全部で 9,750 台の一斉更新を行うこととしております。

まず、契約に当たりましては、随意契約としております。その理由としまして、システムの開発元であり、現状のシステム環境で更新業務を行うことができる唯一の業者、これが株式会社アイ・コミュニケーションでございますので、随意契約としたところであります。現在、仮契約中でございます。

以上、御提案を申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 17 番、谷崎です。

9 億円の契約を随意契約ですするというのはどうかと思うんですが、その質問をさせていただきます。まず、システムを開発されている会社でここじゃないといけないという理由ですけれども、システムと端末は別ものにはできないのか、仕様書の中です。携帯だったらアンドロイドとか OS と端末機械は別々でも構わないですよ。どんな機械でも OS があれば更新はできると思います。その中でシステムと端末が一緒でないといけないということはないと思うので、それができないのかということを一つ質問します。

それと、現行、皆さん誤解されているところがあるんですけど、旧システムから新システムに 3 年かけて移行すると思うんですが、その間は旧システムで扱う機種と、ここから 3 年間新機種で使う機種、それぞれシステムは違うんですよ、新システムと旧システム。それで、その確認をいたします。

そして、3 番目は、新機種に全部変わった後、新機種 1 万台がなくなった後は、新しい端末、また別の端末がどんどん開発されて出てくると思うんですけども、その新しい端末で今度新しい、新しいが重なると分かりづらいですけれども、新システムで新端末、次の第 3 の端末と言ってもいいと思うんですけど、それで移行できるのか、その 3 点、お伺いします。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、お知らせ端末の仕組みを御紹介させていただきますけれども、お知らせ端末の仕組みとしては、端末同士の無料電話を運用するサーバーと言われる大本の設備がございます。

それから、行政発信をするサーバーなど幾つかサーバーの種類があるんですけども、そこと各世帯に設置してあるお知らせ端末が相互に通信することで今のようなサービスが利用できるという仕組みになっています。それで、お知らせ端末というのは、見た目は普通の電話機のように見えますけれども、実は1台1台、阿蘇市用に設定されたソフトウェアが内蔵されております。先ほど谷崎市議が言われたアンドロイドというOSをベースに開発したものでございます。今1台1台そういうことになっておりまして、それがあつたものですから、いわゆるパソコンみたいなイメージとっていただければ結構です。先ほど御質問があつたスマホのように、これを持っていけばすぐつながるといふものではございません。それから、またNTTの固定電話のように、いろいろなメーカーが出している電話機を接続すればすぐ使えるといふような簡単なものでもない特殊なものといふ認識をいただければと思つております。

それで、現在使つているシステムの大本のシステムは、先ほど御紹介しました株式会社アイ・コミュニケーションがその大本のシステムも作つております。それ用に開発されたお知らせ端末がないと使えないといふことから、今回契約いたしますお知らせ端末もアイ・コミュニケーションさんが電話機を探してきて、アンドロイドOSをベースに動くようにシステムを開発して、それを入れてから使います。ですので、アイ・コミュニケーションさんが開発された端末でないと作動しないといふことで、随意契約で今回購入させていただきたいといふことでございます。

それから、2点目の旧システムと新システムの端末、これが3年間は並行するのではないかといふことですが、それはおっしゃるとおり、移行期間は旧端末のシステムと旧端末が動きます。そして、旧端末の中から新端末のほうにどんどん入れ替えていくんですけども、こちらにも新システム、それから新端末で動いていきます。ここが最大のメリットですが、現行のアイ・コミュニケーションさんが作られたシステムを利用することで、この移行期間中、一番私どもが懸念しておりました無料のテレビ電話、これが入れ替えている途中でもお互いに使えるといふメリットがございまして、ですので、移行してしまえば、旧端末は随時各世帯の分は撤去していくんですけども、大本のシステムは完了次第すべて撤去といふ形になっております。

それから、3点目のその次の更改のことでよろしいでしょうか。次の更改につきましては、先ほども少しお話が出ましたけれども、ネットワーク環境といふのも通信技術といふのもどんどん進化してまいりますので、取りあへずは今年度から更改をした後、新しい技術を取り入れながら同じような仕組みが取ればそういったものを検討して、第3世代のお知らせ端末を考えていきたいと思つております。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） パソコンで例えるなら、基本OSがあつて、ソフトを入れて、端末はどれでもいいといふことになると思いますが、ネットワークを組むときにネットワークを組む業者がいるといふことと、ソフトの稼働を調整する業者がいるといふことだと思

います。ただ、端末はどこから買ってきてもつなげることはできる、ドライバーソフトを入れればできると思いますので、そういう形でできないものかと、そういうふうに思うわけです。

それと、新システムについては、やっぱりせっかく今回システムを入れるんだったら、1万台終わった後も1万1台目のときは別の機種を入れてもつながらるような形でできないものかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） まず、1点目の一般で市販されている機種を持ってきて、できるのかというお話ですけれども、繰り返しになりますけれども、基本の 안드로이드 OS をベースにアイ・コミュニケーションさんが開発されたソフトを載せないと使えません。この端末自体にインストールといいますか、キッティングと私どもは呼んでおりますけれども、それをやらないと通信はできないんですよ。このキッティングが、じゃあ、一般の方が簡単にできるものかといったら、それは非常に難しいと思っております。ですので、専用の端末である必要があります。

それから、御心配いただきました次また追加で新しい端末が入るようにできないかということですが、そこについては開発当初からいろいろと協議を重ねていまして、これまででは、現行のお知らせ端末はLinuxという基本ソフトで動いておりました。Linuxですと、あまりに特殊なOSなものですから、次は 안드로이드 OS を採用しております。 안드로이드 OS であれば、谷崎議員も言われたように広く使われていますので、それをベースに開発しておけば、次の端末も最悪追加とかはできるのではないかと思っております。私どもが端末自体で一番心配していましたのは、端末が製造中止になったり、そして追加をしたいときに買えないのではないかという懸念がございました。それにつきましては、アイ・コミュニケーションさんのほうで電話機自体を開発した会社に最低10年は作っていただくという契約を結んでいただいております。ですので、10年間は新品を買うことができます。さらに、それから保守対応も経済産業省のガイドラインで保守対応を5年間はしていただくという形で延命措置も考えているところでございます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第23、同意第4号「阿蘇市農業委員会委員の任命について」、及び日程第24、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 御異議ないものと認めます。よって、同意第4号及び諮問第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

**日程第 23 同意第 4 号 阿蘇市農業委員会委員の任命について**

○議長（菅 敏徳君） 日程第 23、同意第 4 号「阿蘇市農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました同意第 4 号、阿蘇市農業委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

議案集の 66 ページをお願いいたします。まず、提案理由ですが、本件は、阿蘇市農業委員会委員の任期満了に伴い、委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めます。

今回の委員の選任におきましては、本年 4 月 3 日から 4 月 28 日まで委員候補者の公募を行いました。評価基準に基づき評価を行いました結果、議案書に記載のとおり、新任 16 名、再任 3 名、計 19 名を選任いたしました。任期につきましては、令和 5 年 7 月 20 日から令和 8 年 7 月 19 日までの 3 年間となっております。

なお、次の 67 ページに参考資料としまして委員の名簿を添付しております。

御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、同意第 4 号について採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議ないものと認めます。したがって、同意第 4 号は同意することに決定いたしました。

**日程第 24 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について**

○議長（菅 敏徳君） 日程第 24、諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 議案集の 68 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきます諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求

めるものでございます。

今回、法務大臣が委嘱する候補者の推薦につきましては、現在、阿蘇市には9名の委員がおられますが、今回1名の方が令和5年9月30日で任期満了を迎えるため、候補者を諮問するものであります。任期は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間となります。

今回推薦する方は、溪崎まゆみさんです。阿蘇市永草在住で、現職の委員であります。今回再任で2期目の推薦でございます。

69 ページに略歴を参考資料として載せております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。

これより、諮問第1号について採決いたします。本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 御異議ないものと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

#### 日程第 25 報告第 6 号 株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出 について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 25、報告第 6 号「株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の簡潔な説明をお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（和田直也君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました報告第6号、株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類の提出について、御説明いたします。

議案書70ページをお開きください。本議案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社ASOワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものです。

お配りしております別冊14にて御説明をさせていただきます。株式会社ASOワークネットは、平成19年に阿蘇市が資本金1,000万円を全額出資し設立した法人でありまして、今回で第16期の決算となります。

1 ページ、事業報告をお願いいたします。昨日の全員協議会での説明と重複いたしますが、

当該事業年度における事業概要としまして、業務請負では阿蘇山公園道路をはじめ、4つの事業を受託し、指定管理事業では阿蘇体育館をはじめとする5施設の管理運営を行っております。すべて市をはじめとする公的機関の業務であるため、収入としましては例年安定したものとなっております。

3ページをお願いいたします。上段の第16期決算の表でありますけれども、8ページ、9ページの損益計算書をまとめた表となっております。右端の合計の欄、収入合計が2億2,274万5,506円、支出合計が2億2,313万1,183円となっております。単純収支では38万5,677円のマイナスということですが、会計上は借入金の返済額は経費算入しませんので、減価償却費として算入いたします。これを調整いたしまして、最終的な税引き後の当期の利益損失は3万560円のマイナスということで純損失の計上となっております。前期の第15期決算では1万6,906円の黒字ということでありましたが、これからいたしますと微減ではありますけれども、今後の事業活動において昨今の燃料費、資材等の高騰による影響が大変懸念されているところでございます。

6ページ以降が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書など、会社法に基づく計算書類となっております。

最後に、13ページをお願いいたします。5月18日、ASOワークネット監査役の監査結果としまして、適法に処理されているとした監査報告が出されております。

以上、御報告をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 説明内容について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

#### 日程第26 報告第7号 一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（菅 敏徳君） 日程第26、報告第7号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」を議題といたします。

提出書類の簡潔な説明をお願いいたします。

総務部総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今議題としていただきました報告第7号、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について、御説明いたします。

議案書71ページをお開きください。本議案につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類を提出するものでございます。

別冊15にて御説明をさせていただきます。一般財団法人阿蘇テレワークセンターは、阿蘇市の拠出する基本財産3,000万円をもって平成24年4月に設立された法人となります。

1ページをお願いいたします。こちらも昨日の全員協議会での説明と重複いたしますが、

事業の概要としましては、光ネットワーク施設の管理運営を中心としまして、快適なネットワーク環境の提供やICTの推進等に取り組むとともに、動画コンテンツの作成業務、WebTVアソの企画、映像配信、また特産品の販売など、地域活性化へつながる様々な事業に取り組んでおります。また、光インターネット利用者につきましても、会員数が5,491人となりまして、事業開始時の会員数から約2.8倍に増えておりまして、前年比では101%の増加という状況になっております。

次に、決算の状況につきまして、2ページをお願いいたします。上段、事業活動、収支の部、収入の部、当期収入合計、決算額の欄を御覧ください。この数字が9億6,474万8,330円となっております。これに対し、支出の部の当期支出合計、決算額の欄ですが、こちらが8億9,535万7,770円となっており、収入から支出を差し引いた事業活動収支差額、これが会社でいう営業利益に当たるものですが、6,939万560円ということになっております。その一番下から3段目の欄になりますが、こちらの事業活動収支差額から減価償却費等の費用を差し引き、当期一般正味財産増減額、こちらが当期の利益に当たるものとなっておりますが、5,990万1,946円の黒字となっており、安定的な事業運営が図られているところでございます。

3ページから26ページまでが収支計算書、一般財団法人に係る財務諸表となっております。

27ページをお願いいたします。5月16日、阿蘇テレワークセンター監事の決算監査としまして、財産及び管理、業務執行について適正に処理されているとした監査報告がなされております。

なお、28ページからは、昨日の全員協議会においてテレワークセンター事務局から説明がありました事業の概要等の補足資料となっております。

以上、御報告をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 説明内容について、質疑はありませんか。

12番議員、市原正君。

○12番（市原 正君） 12番、市原です。

昨日も説明はあったんですけども、昨日はあえて聞きませんでした。36ページの未収金という欄があります。これはこのままでいいんですか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今の御質問にお答えいたします。

昨日も御説明はあったかと思っておりますけれども、令和4年度分で未収金になっている約9,600万円の数字ですけれども、こちらは3月利用分が4月での支払いとなりますので、その分が未収金として計上されるということになっているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 市原正君。

○12番（市原 正君） 私が聞きたいのは、平成24年からずっと出てきているんですよね。それを回収も何もなされていないのかということも併せて聞きたいんですけども。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今の御質問ですけれども、詳細は、すみません、こちらの過去の分については私のほうで調査をまたこれからさせていただきますけれども、恐らくここは経営不振である会社さんであるとか、ネットワークの接続料の使用料が未収になっている分かと思えます。ここについては、実際催促といいますか、そのあたりの回収に向けての取組はテレワークとして実施されているものとは思いますが、ここについては処理の仕方としまして、例えば取れないのであれば、そこについては欠損金で計上するとか、そういったあたりの話も、すみません、詳細にわたって私がテレワークにお聞きしていなかったのが非常に申し訳ないんですが、そこについてはこちらの執行部としてもテレワークにそういった質問を投げかけて、適正に実施するようお伝えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

17 番議員、谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） 33 ページ、お願いします。契約が増加している要因はなんでしょうか、お尋ねします。

それと、先ほど出ていました未収金の件は、水道料金でも何でもよく言われるので、詳しく調べていただきたいと思えます。

それと、もう一つ、27 ページの監査報告書、小野監事が訂正してあるんですが、監査は1人体制でやっていくんでしょうか。先ほどのワークネットも1人で監査されていたみたいですしけれど、その2点、お尋ねします。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 最初の御質問で増加数の要因でございますけれども、通信速度が高速になったということで、スマホの普及もございまして、テレビでのインターネットの活用等が増加したものが主な原因になってくるかと思えます。

2 番目の御質問ですけれども、監査役について1人で監査することについてどうかという話でございますけれども、このあたりが規定上2人でないといけないのか、1人でもそれを許容するのか。このときの小野監査員が、斜線が引いてありますけれども、確か入院をされていたかと思えますけれども、ここについては監査役お一人で監査を実施したところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17 番（谷崎利浩君） テレワークが入院されていたということであれば、それはそれで仕方がないと思うんですけれど、ワークネットのほうも1人でされているみたいだったので質問してみたんですが、そういったものも含めて1人体制でやるのか、2人体制で今後もやっていくのか、ワークネットも含めて御答弁をお願いします。

それと、今回収益が5,900万円上がっているみたいですが、基本的にインターネット事業は現在独占状態ですので、必要があれば増えていくとは思いますが。でも、それが転換点が来るときが来ると思っていますので、インターネット事業以外の事業をもうちょっと力を入れていって、メンテナンスも含めて、それと機材販売とかも含めて強い業態にしていったほう

がいいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 1点目の監査の関係ですけれども、ここについてはこちらの執行部からも適正な会計処理であるとか、そういったあたりについてきちんと監査ができるようにその体制的なものについては執行部も立ち入って話をさせていただきたいと思います。

2点目の経営のお話ですけれども、こちらについても今後どういう状況が訪れるかは予想もつきませんが、多角的な経営にも取り組むべきところは取り組んで安定的な経営となるように、こちらにつきましても執行部としましては、助言、協力しながら進めていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、以上で報告を終わります。

以上で、議案の質疑が終わりました。

各常任委員会の付託につきましては、議案第50号から議案第57号までの8件を配付しております付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしました。

日程は、全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時43分 散会